

学ぶための基礎知識

取得できる教員免許状・資格と基礎資格（最終学歴）

幼稚園、小学校、中学校の教員免許状には、2種免許状と1種免許状があります(高等学校は1種免許状のみ)。正科生の教員免許状取得コースは、すべての教員免許状について1種免許状の取得を目的としています。

取得できる 教員免許状

- 幼稚園教員免許状
- 小学校教員免許状
- 中学校「社会」教員免許状
- 中学校「数学」教員免許状 ※1
- 高等学校「公民」教員免許状
- 高等学校「地理歴史」教員免許状
- 高等学校「数学」教員免許状 ※1

取得できる 資格

- 司書資格
- 学芸員資格
- 社会教育主事資格・社会教育士(養成課程) ※2
- 学校図書館司書教諭資格 ※3

※1 中学校・高等学校「数学」免許状は同学校種他教科の免許状の所有者、または隣接校種の免許状(中学校・高等学校は数学科のみ)を所有し、教職経験がある方に限ります(教員免許状申請時には、3年以上の教職経験が必要ですが、3年未満であっても入学を認めています)。

※2 「社会教育主事講習規定の一部を改正する省令」(2018年文部科学省令第5号)が2018年2月28日に公布され、2020年4月から施行されました。本学でも、2020年4月より新養成課程を開講しており、本学の履修規定に定める所定の単位を修得された方は、「社会教育士(養成課程)」と称することができます。

※3 学校図書館司書教諭資格は小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教員免許状のいずれかの所有者に限ります。

上記の教員免許状・資格を取得するために必要な基礎資格（最終学歴）

教員免許状1種	学士の学位
教員免許状2種	学士の学位または短期大学士の学位、もしくは2年以上の在学資格 ※
司書	大学卒業または短期大学卒業
学芸員	学士の学位
社会教育主事	大学卒業または短期大学卒業、もしくは2年以上の在学資格 ※

※ 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得することにより得る資格(詳細は入学後の指導)。

教員免許状の 2種と1種 について

- 1種免許状が上級の免許状です。
- 1種免許状取得コース(正科生)において、所定の科目単位を修得すると、2種免許状取得要件を充足できます。
- 公立学校の教員採用試験では、1種・2種どちらの教員免許状でも受験可能となっています。ただし、教育職員免許法においては、2種免許状で教職についた教員に対して、1種免許状の取得努力義務が定められています。

目的やキャリアに合わせて選べる学び 開設コース

正科生

大学の正規課程です。目的に応じて選べる全9コースを開設しています。正科生は、「正科生履修1」と「正科生履修2」に分かれます。目的(取得希望免許状・資格)と最終学歴により履修コースが決まります。

● 目的やキャリアに合わせて選べる全9コース

教育学
コース

幼稚園
コース

小学校
コース

社会
コース

公民
コース

地理歴史
コース

司書
コース

学芸員
コース

社会教育
主事コース

正科生履修1

本学の卒業を主の目的とする方が入学します。また、目的の教員免許状(1種)・資格を取得するために、本学の卒業(学士の学位取得)が必要な方も該当します。

正科生履修2

目的の教員免許状(1種)・資格を取得するために必要な基礎資格(最終学歴)を既に有している方が入学します。大学卒業者または短期大学卒業者(司書資格・社会教育主事(任用)資格取得の場合)が該当します。本学のカリキュラム(目的に必要な科目単位のみで構成)に基づく学修となり、必要な科目単位修得後、所定の手続きをもって終了します。

科目等履修生

一定の条件を満たしている方が、必要な科目を開講科目の中から選択し学修します。

教育職員免許法 別表1を根拠に履修

基礎資格を有している方で、教員免許状取得に必要な単位の一部(教育実習、教職実践演習、介護等の体験を除く)を取り残した方が、不足する単位を修得する。

教育職員免許法 別表3を根拠に履修

現職の教員が所有している教員免許状による在職年数を資格にして、上級の教員免許状を取得する。

教育職員免許法 別表4を根拠に履修

中学校あるいは高等学校の教員免許状を所有している方が、その教員免許状を基礎資格にしてほかの教科(「社会」「公民」「地理歴史」)の教員免許状を取得する。

教育職員免許法 別表8を根拠に履修

現職の教員が所有している教員免許状による在職年数を資格にして、隣接校種の教員免許状を取得する。

中学校(数学)・高等学校(数学) ※認定通信教育による履修

他の教員免許状の所有や在職年数等の要件を充足したうえで、「免許法認定通信教育」として開設する科目等を修得し、免許法第6条に基づき「数学」の教員免許状を取得する。

学校図書館司書教諭

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員免許状を所有している方が学校図書館司書教諭資格を取得する。

社会教育士(養成課程)

社会教育主事(任用)資格を所有している方が、社会教育士(養成課程)の称号を取得する。

教養・自己研修

教養・自己研修を目的として開講科目の中から自由に選択して学修する。